

令和6年 鱒ヶ沢町農業委員会 第5回定例総会会議録

令和6年5月10日（金）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 13名

1番	木村 賢一	9番	佐藤 松子
2番	長谷川 貴輝	10番	木村 暢子
3番	大谷 大樹	11番	工藤 修二
4番	木村 優仁	12番	工藤 文信
5番	今 仁司	13番	對馬 孝
6番	神 秀穂	14番	工藤 清
7番	神 文人		
8番	三上 三樹		

◎欠席委員 0人

事務局	1. 開会 ただ今より令和6年第5回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長 議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2

項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を4番の木村優仁委員、10番の木村暢子委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。

事務局

4. 諸般の報告

諸般の報告を事務局お願いします。

報告第1号

令和6年4月10日

令和6年鱒ヶ沢町議会第2回定例会

場 所：鱒ヶ沢町役場議場

出席者：工藤清会長、事務局（千島）

報告第2号

令和6年4月12日

西・つがる地区農業委員会連絡協議会総会

場 所：つがる市「松の館」

出席者：工藤清会長、木村賢一職務代理、事務局（千島）

報告第3号

令和6年4月22日

農地移動適正化あっせん委員会

場 所：鱒ヶ沢町役場 1階談話室

出席者：今仁司委員、寺沢里志推進委員
事務局（工藤、齋藤）

報告第3号

令和6年3月25日

農地法第3条及び5条の許可申請に係る事前調査会

場 所：松代町字白沢地内、字土倉地内、種里町字有原地内
字大柳地内、字駒ヶ淵地内、字前田地内、北浮田町字外馬屋地内
中村町字下山ノ井地内

出席者：三上三樹委員、大谷大樹委員、一戸悦雄推進委員、
事務局（工藤、齋藤）

議長

5. 議案の上程

議案の上程を致します。

議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第16号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第17号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について

以上3議案を上程致します。

6. 議案の審議

議案第15号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

それでは議案第15号の説明に入ります。3ページをお開き下さい。

番号21番から23番の詳細について説明します。

番号21番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字有原 23 番.

地 目 登記、現況ともに田

面 積 114 m²

外 6 筆 田 5 筆、7,997 m² 畑 2 筆 458 m²

合計面積は 8,455 m²

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

親子間の贈与です。

番号22番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字松代町字白沢 48 番地 1

地 目 登記、現況ともに田

面 積 231 m²

外 20 筆で 田 17 筆 18,069 m² 畑 4 筆 2,062 m²、

合計面積は 20,131 m²

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

親子間の贈与です。

番号23番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋 124 番地 1

地 目 登記、現況ともに田

面 積 22,822 m²

外 1 筆で 合計で 24,834 m²

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

あっせんによる売買の所有権移転です。

これらのことについて、資料6頁をごらんください。

法第3条第2項の第1号から第6号までのうち、第2項第6号をご覧ください。

番号21番については、当該申請地は水稻の作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。

番号22番については、水稻等を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。

番号23番については、水稻を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。

なお、4月26日に三上三樹委員、大谷大輝委員、一戸悦雄推進委員、事務局が現地調査を行い、周辺の利用状況を確認し、その結果、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

議長

ただいまの番号23番については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった齋藤博推進委員より、結果報告をお願いします。

寺沢推進委員

それでは、
農用地売買あっせん結果についてご報告いたします。
議案第15号23番をご覧ください。
譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。
譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。
譲渡人所有の北浮田町字外馬屋124番地1、登記簿地目現況ともに田、面積が22,822㎡、ほか1筆で、合計面積が24,834㎡の移動に関して、令和6年4月22日午前10時から、あっせん委員会を開催いたしました。
会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の今仁司委員の2名です。
本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を総額550万とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。
なお、10アール当たりでは、約22万1千円となります。
以上報告を終わります。

議長

それでは議案15号について審議に入ります。
議案第15号番号21番、22番、23番につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第15号21番、22番、23番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第15号、番号21番、22番、23番について原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第16号、農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第16号の説明に入ります。
7ページをお開き下さい。
農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてであります。これは法第5条第1項及び同条第3項の規定により許可申請のあった農地転用に係る所有権移転の許可については、農業委員会の意見を付して県知事に送付する必要があることから上程するものであります。

番号2番の詳細について説明します。
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下山ノ井163番1
地目 登記、現況ともに畑
面積 7,857㎡のうち1,769.5㎡

事務局

申請人につきましては記載のとおりです。
転用理由は現場事務所及び資材置き場であります。
申請地について、別紙の地図をご覧ください。

申請地の東側一帯は 10ha 以上の農地の連担があることから、農地区分は第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地の転用は原則不許可となりますが、賃貸借による一時転用の申請であり、了後は速やかに撤去し農地に復元することになって得ることから、不許可の例外が適用されるため許可相当と認められます。

なお、事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略いたします。
以上です。

議長

ただいま事務局から説明のありました議案 16 号については、事前調査会が開催されておりますので、当日調査にあたった三上三樹委員より、調査結果をお願いします。

令和 6 年 4 月 26 日、大谷大輝委員、一戸悦雄推進委員、事務局とともに農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。

三上三樹委員

議案第 16 号 2 番をご覧ください。

申請者の住所、氏名及び申請内容は記載のとおりです。

申請地は中村町字下山ノ井 163 番地 1、登記地目現況ともに畑で、面積は 7,856 平方メートルのうち 1,769.5 平方メートルとなっております。

一般基準からみた判断を申し上げます。

申請内容は東北電力送電線工事の資材置き場としての一時転用であり、現地調査をしたところ、資料 ページの図面の区域内にシートを敷いた上に山砂を入れたうえで鉄板を設置し利用する計画となっております。また、つすし、了後は速やかに撤去し農地に復元する計画となっております。また、一時転用終了後には確実に農地に復旧することが申請者と地権者との間で確約されており、問題はないとみえました。

また、面積的にも適当と思われ、資金関係については残高証明書が提出されており、県の許可後においても、直ちに着工される計画であることから、本申請は許可相当と認められました。

以上、現地調査の報告を終わります。

議長

それでは議案 16 号について審議に入ります。

議案第 16 号番号 2 番につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第 16 号について原案のとおり許可相当とし県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 16 号について原案のとおり許可相当とし県知事に送付することに決定いたしました。

続きまして議案第 17 号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の

議長

承認について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、8頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数 0件

地目別面積	田	0 m ²
	畑	0 m ²
	樹園地	0 m ²
	計	0 m ²

2. 利用権設定

再設定	13件	122,980 m ²
新規	12件	115,515 m ²
計	25件	238,495 m ²

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0 m ²
3年から5年契約	49筆	146,346 m ²
6年から9年契約	0筆	0 m ²
10年以上の契約	39筆	92,149 m ²
計	88筆	238,495 m ²

貸手・借手内訳

貸手農家	25名
借手農家	12名

地目別面積

田	231,101 m ²
畑	7,394 m ²
樹園地	0 m ²
計	238,495 m ²

3. 総地目別面積

田	231,101 m ²
畑	7,394 m ²
樹園地	0 m ²
計	238,495 m ²

4. 農地中間管理機構

出し手農家	0名
受け手農家	0名

地目別面積

田	0 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	0 m ²

つづきまして、詳細についてご説明致します。

番号71

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字大和田29番93

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 1,853㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 10年

賃借料 使用貸借で契約しております。

番号72

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字大和田29番92

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 1,787㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 全部で5,000円で契約しております。

番号73

農地の所在 鱒ヶ沢町大字館前町字中川原77番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,353㎡

外田2筆 合計3筆

合計面積 15,872㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

番号74

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字蒲生84番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,430㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

事務局

番号75

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字中清水崎50番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,883㎡

外田2筆 合計3筆

合計面積 8,900㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り10,000円で契約しております。

番号76

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字上山ノ井29番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,885㎡

外田4筆 合計5筆

合計面積 7,633㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

番号77

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字上山ノ井24番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,607㎡

外田4筆 合計5筆

合計面積 7,470㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り10,000円で契約しております。

番号78

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字上山ノ井32番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 4,746㎡

外田3筆 合計4筆

合計面積 11,854㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号 80

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字中山ノ井 4 1 8 番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 332^m2

外 田 16 筆 合計 17 筆

合計面積 4,998^m2

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10 年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 81

農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山 2 1 番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 9,484^m2

外 田 3 筆 合計 4 筆

合計面積 18,677^m2

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5 年

賃借料 10a 当り 12,000 円で契約しております。

番号 82

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字大和田 2 9 番 1 9 8

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 1,693^m2

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 5 年

賃借料 全部で 5,000 円で法定相続人と契約しております。

番号 83

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字大和田 2 9 番 1 9 7

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 2,061^m2

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 5 年

賃借料 全部で 10,000 円で法定相続人と契約しております。

事務局

番号84

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字平塚185番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,119㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り12,000円で契約しております。

番号85

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字晴間111番1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 824㎡

外田4筆 合計5筆

合計面積 9,306㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号86

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字中崎27番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,116㎡

外田2筆 合計3筆

合計面積 2,688㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 3年

賃借料 10a当り1俵（玄米）と契約しております。

番号87

農地の所在 鱒ヶ沢町大字一ツ森町字大谷76番3

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,690㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 全部で3俵（玄米）で契約しております。

番号88

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字上山ノ井115番2

事務局

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1, 894 m²

外田1筆 合計2筆

合計面積 3, 482 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号89

農地の所在 鱒ヶ沢町大字芦菴町字上雲母坂9番3

地目 登記簿 田

現況 田

面積 7, 874 m²

外田3筆 合計4筆

合計面積 12, 682 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 全部で5俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号90

農地の所在 鱒ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢120番1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3, 411 m²

外田1筆 合計2筆

合計面積 5, 311 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 3年

賃借料 10a 当り 12, 000円で契約しております。

番号91

農地の所在 鱒ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢132番2

地目 登記簿 田

現況 田

面積 292 m²

外田2筆 合計3筆

合計面積 9, 824 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 3年

賃借料 10a 当り 12, 000円で契約しております。

事務局

番号92

農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山64番177

地目 登記簿 田

現況 田

面積 137㎡

外田8筆 合計9筆

合計面積 26,549㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 3年

賃借料 10a当り12,000円で法定相続人と契約しております。

番号93

農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山64番22

地目 登記簿 田

現況 田

面積 22,829㎡

外田3筆 合計4筆

合計面積 42,691㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 3年

賃借料 10a当り12,000円で契約しております。

番号94

農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字谷口25番1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 482㎡

外田1筆 合計2筆

合計面積 17,081㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 3年

賃借料 10a当り12,000円で契約しております。

番号95

農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字谷口82番37

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,230㎡

外田1筆 合計2筆

合計面積 5,352㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 3年

事務局	<p>賃借料 10a当り12,000円で契約しております。</p> <p>以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>それでは議案第17号について審議に入ります。</p> <p>議案第17号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、採決致します。議案第17号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第17号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして令和6年第4回定例総会を閉会いたします。</p> <p>その他として事務局から連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<p>8. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の総会は6月12日(水)午前10時に開催予定。 <p>その他、特になければこれで全日程を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">会 長 工 藤 清</p> <p style="text-align: right;">会議録署名者 今 仁 司</p> <p style="text-align: right;">" 工 藤 修 二</p>